

1、協議事項

(1) 豊明市議会議員政治倫理条例案について

宮本議員より、1月18日の協議の継続が不調になったことで、豊明市議会議員政治倫理条例案（修正案）は条例の制定は廃案とします。全会一致で確認された議会基本条例（案）第5条については、現行の『豊明市議会議員政治倫理要綱』を継続することから、『別に条例で定める』を『別に定める』への提案があった。

- ・三浦議員より休憩動議
 - ・ひろひで議員：会議の進め方をどうするのか、全会一致でないと納得できないとの意見があったが、多数決にするのか、議事進行はどうするのか。
 - ・後藤議員：全会一致でとは言っていない。熟義を尽くしたうえで採決する。妥協もある。
- 結論として、豊明市議会議員政治倫理条例案は廃案になり、提案の通りで決定。軽微な修正は一任。

(2) パブリックコメント手続きについて

期間について、1/28~2/14との案に、宮本委員は、3/4 推進協開催前に分科会に寄せられた意見を検討したいので2/14でいい。それ以上遅れると間に合わない。

周知方法はどうするのかについて、

- ・ホームページとロコミ
- ・1Fの市民コーナーへ依頼、モニターの利用も依頼しては。地元新聞社への依頼も。
- ・公共施設でも案内し、議員各自の努力が必要。
- ・議員が今できる範囲内で動くこと。

手続きについて、座長・副座長へ一任することになった。

(3) 豊明市議会議員政治倫理条例施行規則案について

豊明市議会議員政治倫理条例案が廃案になり、議題から外す。

(4) 豊明市議会 議会改革推進協議会報告書案について

報告書最終案について、修正事項を正副座長に一任する。

(5) 会派室の使用できる時間帯について

提案者より取り下げの発言あり。当局側の意見も聞かないといけないので持ち越し。

2、その他

特になし

次回開催は 3月4日（月）

